

## 第8節 貸し渋り問題への対応

### I 政府としての対応

バブル経済の崩壊以降、長期間にわたって景気の低迷が続く中、金融機関について、その融資態度を必要以上に萎縮させているのではないかという、いわゆる「貸し渋り」問題が指摘されてきた。

これに対し、政府の対策としては、信用保証協会等の信用補完制度の拡充、金融機能早期健全化法による資本増強制度の創設や信金・信組等への拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充などの様々な措置を講じてきている。

### II 金融庁としての対応

いわゆる「貸し渋り」問題は、基本的には個別の商取引に係る私法契約上の問題であり、借り手、貸し手の当事者間において解決されることが本来のあり方であるが、金融庁としては、金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ、健全な中小企業等に対し必要な資金供給が円滑に行なわれないという事態が生じることのないよう、金融機関の融資動向を注視していくとの観点から、具体的には以下のような施策を講じてきた。(資料9-8-1参照)

#### 1. 金融機関への要請

当庁としては金融機関トップとの意見交換の場などの機会を通じて、金融機関に対して、健全な企業に対する資金供給という金融機関本来の使命を十分に発揮し、「貸し渋り」との批判を招くことのないよう要請してきた。その一環として、平成12年12月4日及び平成13年3月13日には、年末及び年度末の資金需要期を控え、全銀協、地銀協、第2地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中及び政府系金融機関等の代表に対して金融担当大臣等から円滑な資金供給を要請とともに、融資動向等についての意見交換を行ったところである。また、平成12年12月4日及び平成13年3月9日には、中小企業庁長官からの文書による要請を受け、監督局(部)長が金融関係団体に対し、健全な中小企業者に対する必要な資金供給が円滑に行われるよう周知徹底を要請する文書を発出したところである。

#### 2. 地域融資動向に関する情報交換会

いわゆる「貸し渋り」問題については、「借り手」「貸し手」双方の生の声を各地域毎にきめ細かく把握した上で、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の融資に関する各当事者が協力して対応することが重要であることから、各都道府県単位でこれら関係者による「地域融資動向に関する情報交換会」を設置し、平成10年10月以降、5回(平成10年10~11月、平成11年2~3月、平成11年11月~12月、平成12年11月~12月、平成13年3月)にわたって(沖

繩県は6回)開催してきたところである。(資料9-8-2参照)

### III いわゆる貸し渋りにかかる現状

最近の民間金融機関の融資動向をみると、日銀の公表数字によれば、全国銀行について、不良債権の償却、債権の流動化等の特殊要因勘案後のベースで、対前年同月比若干のマイナスが続いている。(資料9-8-3~4参照)

(注) 全国銀行の総貸出残高(特殊要因勘案後総貸出平残)の対前年同月比の推移

平成12年10月	11月	12月	平成13年1月
▲1.7%	▲1.7%	▲1.9%	▲1.8%
2月	3月	4月	5月
▲1.6%	▲1.8%	▲1.5%	▲1.6%

また、中小企業庁の借り手側の意識に関する調査(本年5月実施)を見ても、民間金融機関の貸出態度は平成10年10月以降、基本的に改善傾向が続いている。  
(資料9-8-5参照)

(注) 金融機関の融資姿勢が厳しくなったとする中小企業の割合は、平成10年10月には35.0%であったものが平成13年5月には19.5%となっている。